豊田市上下水道局週休2日制工事実施要領

(目的)

第1条 建設業界では、若手や女性技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。このため、豊田市上下水道局では、企業や労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業の週休2日への更なる普及に向けて取り組むこととする。

(対象工事)

- 第2条 豊田市上下水道局の発注工事で、設計書の単価適用日が令和6 年4月1日以降の全ての工事を対象とする。ただし、以下のいずれか に該当する工事は除く。
 - (1)公共建築工事、土木工事電気通信及び機械設備積算基準を適用する工事
 - (2) 対象期間が1か月(約30日) 未満の工事
 - (3)通年維持工事等小規模な現場が点在する工事
 - (4)緊急の応急復旧工事
 - (5)工事期間全体のうち、対象外の期間が工事期間全体の大部分(約7割以上)を占める工事

(週休2日の確保)

第3条 週休2日制工事の実施工事は、第1号に掲げる対象期間において第2号に掲げる休工対象日に休工を実施する。なお、休工とは、現場事務所での事務作業も含め、作業を実施しない現場内の完全閉所をいう。安全管理のための現場巡視や、現場見学会の実施、ボランティア活動等の地域貢献活動への参加等は現場内の完全閉所として取り扱うものとする。

(1) 対象期間

契約締結日の翌日から工事完成日(工事完成届提出日)までとする。ただし、次に掲げる期間(以下「非対象期間」という。)は対象期間から除く。

- ア 準備期間(契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、 現場事務所等の設置、測量はこの期間に含む。)
- イ 後片付け期間(施工を完了した日の翌日から工事完成日(工事

完成届提出日)までの期間)

- ウ 夏季休暇(3日間)
- 工 年末年始休暇(6日間)
- オ 工場製作のみの期間
- カエ事事故等による不稼働期間
- キ 他工事、他事業による不稼働期間
- ク 天災(豪雨、出水、土石流、地震等)に対する突発的な対応期 間
- ケ 工事全体を一時中止している期間
- コ 発注者が対象外とする作業を実施する期間(施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週6日以上の現場作業を余儀なくされる期間)
- (2) 休工対象日

「土曜日・日曜日」、「祝祭日」を問わず、対象期間の全日数の 28.5%(8/28)以上の日数とする。なお、天候(降雨・積雪等)により休工した日も、休工と認める。

(3) 休工日の設定

建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は1か月単位で4週8休が達成できるよう努めるものとする。

(取組内容)

- 第4条 週休2日制工事の実施工事の取組み内容は、次に掲げるとおり とする。
 - (1)受注者は、施工計画書を提出するまでに、週休2日の取得計画が 分かるようにカレンダー形式の計画表を作成の上、工事打合簿により監督員に提出するものとし、監督員は、これを確認する。
 - (2)受注者は、毎月5日までに、工事打合簿により実施状況をカレンダー形式にて提出するものとする。その際、併せて非対象期間を明示するものとし、監督員は、これを確認する。
 - (3)発注者が週休2日に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

(工事成績評定)

第5条 週休2日制工事の実施工事については、第3条第1号に規定する対象期間の全日数に対する休工日数(曜日及び理由にかかわらず休

工した日)の割合(以下、「週休2日取得率」という。)が、28. 5%(8/28)以上の場合、工事成績評定において評価する。(別紙1参照)

- 2 週休2日取得率の算出方法は、次に掲げるとおりとする。(別紙1 参照)
- (1)施工開始日が、火曜日から土曜日の場合は、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。
- (2)施工完了日が、日曜日から木曜日の場合は、施工完了日を含む週 を対象期間から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完 了日を翌日の土曜日とする。
- 3 工事成績評定は、工事成績評定表の「6.社会性等 I.地域への貢献等7.その他」において評価する(別紙2参照)。なお、週休2日取得率が28.5%(8/28)に満たない満たない場合であっても工事成績の減点は行わない。

(経費の補正)

- 第6条 週休2日制工事の取り組みを推進するため、週休2日制工事の実施工事については、休工状況に応じて次により経費の補正を行うものとする。
 - (1) 休工状況の適用区分

対象期間(第3条第1号)の全日数に対する休工日数(曜日及び 理由にかかわらず休工した日)の割合(以下、「休工割合」という。) に応じて、休工状況の適用区分は、次に掲げるとおりとする。(別 紙1参照)

ア 4週8休以上

休工割合が28.5%以上の場合

- イ 4週7休以上4週8休未満
 - 休工割合が25%以上28.5%未満の場合
- ウ 4 週 6 休 以 上 4 週 7 休 未 満休 工 割 合 が 2 1 . 4 % 以 上 2 5 % 未 満 の 場 合
- (2) 休工割合の算出方法

休工割合の算出方法は、次に掲げるとおりとする。(別紙1参照) ア 施工開始日が、火曜日から土曜日の場合は、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、 施工開始日を前日の日曜日とする。

イ 施工完了日が、日曜日から木曜日の場合は、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。

(3) 補正率

それぞれの経費に次に掲げる補正係数を乗じるものとする。なお、現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量や調査・設計など外注が想定される業務の労務費については、補正の対象としないものとする。

また、市場単価の補正は、設計書の単価適用日が令和5年4月1日以降の工事を対象として、実施するものとする。

ア 4週8休以上(休工割合が28.5%以上の場合)

【機械経費(賃料)】1.04

【共通仮設費率】 1.04

【現場管理費率】 1.06

【市場単価】補正対象及び補正係数は、別紙3による

【標準単価】 補正対象及び補正係数は、別紙4による

イ 4 週 7 休 以 上 4 週 8 休 未 満 (休 工 割 合 が 2 5 % 以 上 2 8 . 5 %未 満 の 場 合)

【 労 務 費 】 1 . 0 3

【機械経費(賃料)】1.03

【共通仮設費率】 1.03

【現場管理費率】 1.04

【市場単価】補正対象及び補正係数は、別紙3による

【標準単価】 補正対象及び補正係数は、別紙4による

ウ 4 週 6 休 以 上 4 週 7 休 未 満 (休 工 割 合 が 2 1 . 4 % 以 上 2 5 % 未 満 の 場 合)

【機械経費(賃料)】1.01

【共通仮設費率】 1.02

【現場管理費率】 1.03

【市場単価】補正対象及び補正係数は、別紙3による

【標準単価】 補正対象及び補正係数は、別紙4による

(4)補正方法等

休工状況を確認後、最終変更設計時に休工状況の適用区分に応じて各経費を補正し、変更契約するものとする。

(工事名)

第7条 本要領を適用し発注する工事は、工事名の末尾に「(週休2日)」 を追記する。

(特記仕様書)

第8条 本要領を適用し発注する工事は、特記仕様書に以下のとおり記載する。

「第〇条 本工事は、週休2日制工事の対象工事とする。週休2日制工事実施による経費の補正は、原則として最終設計変更時に行う。なお、週休2日制工事については、「豊田市上下水道局週休2日制工事実施要領によるものとする。」

(対象工事への変更)

- 第9条 第2条(5)の理由により週休2日制工事の対象外とした工事において、契約後に受注者が対象工事とすることを希望する場合、 発注者が第2項により問題ないと判断した場合には、変更協議を行い、対象工事とすることができる。ただし、このことを理由とする 工期延期は行わない。
- 2 前項により発注者が問題ないと判断できる場合とは、第3条(1) コにおける施工条件や地元条件、災害対応等の条件が緩和されたこと を発注者が確認でき、対象工事とすることに支障が無い場合とする。

附 則

この要領は令和4年4月1日から施行する。

なお、本要領の施行をもって、「豊田市上下水道局完全週休2日制工事試行実施要領」は廃止する。

附 則

この要領は令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和6年4月1日から施行する。